

山口県切符等取扱旅行業者の登録及び切符等取扱事務に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県（以下「県」という。）の職員の出張に係る切符等の手配を旅費システムを利用して依頼する旅行業者の登録その他旅費システムを利用した切符等の取扱事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 県が服務、各種手当及び旅行命令等の事務を処理するために運用する情報システムである山口県総務事務システムの利用対象となる県の職員をいう。
- 二 旅費システム 県が服務、各種手当及び旅行命令等の事務を処理するために運用する情報システムである山口県総務事務システムのうち、職員の出張に係る旅行命令等の事務処理に関する情報システムをいう。
- 三 切符等 輸送又は宿泊のサービスを利用するための乗車券、航空券、宿泊券等をいう。
- 四 端末機 入出力装置を含む電子計算機をいう。
- 五 山口県切符等取扱旅行業者 職員が旅費システムを利用してその出張に係る切符等の手配等を依頼する旅行業者又は旅行業者代理業者をいう。
- 六 登録業者 山口県切符等取扱旅行業者の登録を受けた旅行業者又は旅行業者代理業者をいう。
- 七 システム利用営業 登録業者が旅費システムを利用して、職員から切符等の発注を受け、職員に対して当該切符等を販売し、及び料金等の精算を行うことをいう。

(対象)

第3条 この要綱が対象とする出張は、職員の公務のための旅行（国内の旅行に限る。）とする。

(登録)

第4条 山口県切符等取扱旅行業者の登録は、旅行業者又は旅行業者代理業者のシステム利用営業を行う営業所ごとに旅費システムの山口県切符等取扱旅行業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録して行うものとする。

(登録の要件)

第5条 登録業者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- 一 旅行業法（昭和27年法律第239号）の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けていること。
- 二 山口県内に営業所を有していること。
- 三 山口県税について滞納がないこと。
- 四 システムを利用した営業の適正な実施を損なうおそれがないこと。
- 五 その他県の定める規定に従うこと。

(登録の申請等)

第6条 登録を受けようとする者は、山口県切符等取扱旅行者登録申請書(様式第1号)を県に提出しなければならない。

- 2 県は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、前条の要件を満たしているときは、当該申請事項を登録簿に登録するとともに、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

(登録事項の変更)

第7条 登録業者は、前条第1項の規定により申請をした事項に変更が生じた場合は、速やかに、山口県切符等取扱旅行者登録事項変更届出書(様式第2号)により、県に届け出なければならない。

(システム利用営業の休止等)

第8条 登録業者は、システム利用営業を休止しようとする場合は、休止しようとする日の2箇月前までに、システム利用営業休止・再開届出書(様式第3号)により、県に届け出なければならない。

- 2 登録業者は、1年以上システム利用営業を休止しようとする場合は、システム利用営業を廃止しなければならない。
- 3 登録業者は、緊急の場合その他やむを得ない事由により第1項の規定による届出ができないときは、速やかに、その旨を県に報告しなければならない。
- 4 登録業者は、第1項の規定による届出をし、又は前項の規定による報告をした後は、職員から新たに切符等の発注を受けることができない。
- 5 登録業者は、第1項の規定による届出をし、又は第3項の規定による報告をした際、現に発注を受けている切符等については、手配、受渡し、代金の精算その他の当該切符等に係る業務をすべて完了しなければならない。
- 6 第1項の規定によりシステム利用営業の休止の届出をした登録業者は、システム利用営業を再開しようとするときは、システム利用営業休止・再開届出書により県に届け出なければならない。
- 7 県は、第1項若しくは前項の規定によるシステム利用営業休止・再開届出書の提出又は第3項の規定による報告があったときは、当該登録業者に係るシステム利用営業の休止又は再開について登録簿に登録するとともに、当該届出又は報告をした者にその旨を通知するものとする。

(システム利用営業の廃止)

第9条 登録業者は、システム利用営業を廃止しようとする場合(前条第2項の規定により廃止しようとする場合を含む。)は、廃止しようとする日の2箇月前までに、山口県切符等取扱旅行者登録廃止届出書(様式第4号)により県に届け出なければならない。

(職権による登録の抹消等)

第10条 県は、登録業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を抹消することができる。

- 一 法令等に違反したとき。
- 二 この要綱の規定に違反したとき（第5条各号に掲げる要件を欠くに至ったときを含む。）。
- 三 システム利用営業の実施に関し、不正の行為を行ったとき。
- 四 前条の届出があったとき。
- 五 正当な理由なく県の指示に従わないとき。

2 県は、登録業者の登録事項について事実と相違することが判明したときは、当該登録事項の変更登録をすることができる。

3 県は、登録業者が第8条第1項又は第3項に規定する手続によることなくシステム利用営業を休止していることが判明したときは、当該登録業者に係るシステム利用営業の休止について登録簿に登録することができる。

4 県は、登録業者が法令等に違反した場合には、当該登録業者のシステム利用営業を停止させるとともに、当該登録業者に係るシステム利用営業の停止について登録簿に登録することができる。

5 県は、前各項の規定により登録の抹消等について登録簿に登録した場合は、当該登録業者にその旨を通知するものとする。

6 登録業者は、第1項から第4項までの規定により登録の抹消等がされたことによる損害の賠償を請求することはできない。

(権利譲渡等の制限)

第11条 登録業者は、システム利用営業を行うことによって生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合はこの限りでない。

(環境整備及び費用負担)

第12条 登録業者は、システム利用営業を行うに当たり、端末機その他の必要な機器等を整備しなければならない。

2 登録業者は、端末機等の設置等に要する費用、通信運搬費、消耗品費、人件費、手数料等旅費システムの利用営業による一切の費用を負担するものとする。

(システムの運用)

第13条 県は、登録業者のシステム利用営業に支障のないよう旅費システムを運用するものとする。ただし、旅費システムの保守点検のためシステムを停止するとき及び障害の発生その他やむを得ない事情によりシステムが停止したときは、この限りでない。

2 登録業者は、県が旅費システムの保守点検のためシステムを停止するとき及び障害の発生その他やむを得ない事情によりシステムが停止したときに発生した登録業者の損害を県に請求することはできない。

(切符の見積)

- 第14条 職員は、旅費システムにより、登録業者のうちいずれかの登録業者を選択して、切符等に係る見積の依頼を行うことができる。
- 2 前項の依頼を受けた登録業者は、次の各号に定める依頼の区分に応じ、当該各号に定める期限までに、依頼した職員に対し、切符等に係る見積を回答しなければならない。この場合において、切符等を手配することができないときは、直ちにその旨を回答するものとする。
- 一 営業日の午前0時から正午までの間に受けた見積の依頼 当該依頼のあった日の午後5時まで
 - 二 営業日の正午から午後5時までの間に受けた見積の依頼 当該依頼のあった日の翌日の正午まで
 - 三 営業日の午後5時から午前0時までの間に受けた見積の依頼 当該依頼のあった日の翌日の午後5時まで
 - 四 休業日に受けた見積の依頼 当該依頼のあった日の翌営業日の午後5時まで
- 3 前項に定める回答期限が登録業者の休業日又は休業時間に当たる場合にあっては、同項第1号中「当該依頼のあった日の午後5時」とあるのは「当該依頼のあった日の翌営業日の正午」と、同項第2号及び第3号中「当該依頼のあった日の翌日」とあるのは「当該依頼のあった日の翌営業日」とする。
- 4 第2項に規定する見積の回答は、旅費システムにより行わなければならない。
- 5 登録業者は、満席その他の理由により切符等を手配できない区間又は施設がある場合は、その旨及びその他の代替案を併せて回答しなければならない。
- 6 職員は、見積の全部又は一部に不都合がある場合は、当該登録業者に対してその修正又は取消しを依頼することができる。

(見積の基準)

- 第15条 登録業者は、別に定める基準に従い見積を行わなければならない。

(切符等の発注)

- 第16条 職員は、見積の内容を検討し、適当と認めたときは、旅費システムにより当該登録業者に切符等を発注するものとする。
- 2 登録業者は、前項の規定により切符等の発注があったときは、速やかに、当該切符等を手配しなければならない。
- 3 登録業者は、発注を受けた切符等を手配したときは、発注をした職員に対し、その旨を通知しなければならない。

(切符等の受渡し)

- 第17条 登録業者は、職員の勤務場所において、指定した期日までに職員に切符等を受け渡さなければならない。ただし、職員が合意したときは、他の方法により行うことができる。

(切符等の取消し及び変更)

第18条 職員は、一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和29年山口県条例第60号)第4条第3項の規定により旅行命令が変更(取消しを含む。)されたことに伴い、発注した切符等が不要になった場合又は変更の必要が生じた場合は、手配を依頼した登録業者に対して必要な措置を求めるものとする。

2 前項の規定による切符等の変更等の結果生じる取消手数料等は、次条第1項の規定により登録業者が職員から旅費の受領について委任を受けた場合に限り、当該登録業者が精算し、切符等の代金の額に相当する旅費に代えて県に請求することができる。ただし、職員の責めに帰すべき事由により取消手数料等が発生し、又は増額となったときは、当該発生し、又は増額となった取消手数料等の額については、職員に請求するものとする。

(切符等代金の請求及び支払)

第19条 職員は、旅費システムにより購入した切符等の代金の額に相当する旅費について、登録業者にその請求及び受領を委任するものとする。

2 登録業者は、前項の規定により請求及び受領の委任を受けた旅費(前条第2項に規定する取消手数料等を含む。第4項において同じ。)について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間の末日の翌日から5開庁日以内に、県に請求するものとする。

一 月の初日から15日までの間に完了した旅行

二 月の16日から末日までの間に完了した旅行

3 前項の規定による請求は、山口県総務部給与厚生課に請求書を送付して行うものとする。この場合においては、処理番号、所属、職員名、旅行の日付、切符の種類等の内訳を明示しなければならない。

4 県は、第2項の規定により請求された切符等の代金等の額に相当する旅費を、請求書を受領した日から30日以内に口座振替の方法により支払うものとする。

(禁止行為)

第20条 登録業者は、システム利用営業を行うに当たり、職員を誘引するための手段として、不当な景品類の提供をしてはならない。

(守秘義務)

第21条 登録業者は、システム利用営業を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第22条 登録業者は、システム利用営業を行うに当たり、個人情報の取扱いについて、別記「個人情報保護に関する特記事項」を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第23条 登録業者は、システム利用営業を行うに当たり、登録業者の責めに帰すべき事由により県、職員又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 登録業者は、システム利用営業を行うに当たり、登録業者の従業員の責めに帰すべき事由により県、職員又は第三者に損害を与えたときは、当該従業員と連帯してその損害を賠償しなければならない。
- 3 登録業者は、システム利用営業を行うに当たり、手配の全部又は一部を他の旅行業者、手配を業として行うものその他の補助者（以下「手配代行者」という。）に代行させた場合において、手配代行者の責めに帰すべき事由により県、職員又は第三者に損害を与えたときは、手配代行者と連帯してその損害を賠償しなければならない。

（不可抗力）

第24条 登録業者は、天災等不可抗力によりシステム利用営業の実施に支障が生じた場合、それを除去するため早急に対抗措置をとり、かつ、当該不可抗力により発生する県、職員又は第三者の損害及び追加費用を最少限にするよう努めなければならない。

- 2 登録業者は、不可抗力によりシステム利用営業の一部の実施ができなくなったと認められる場合は、速やかに県及び発注を受けた職員に報告し、必要な措置を講ずるものとする。

（雑則）

第25条 この要綱に定めるもののほか、登録業者の登録及び旅費システムを利用した切符取扱事務に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年8月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条前段中「山口県総務部給与厚生課」とあるのは「山口県総務部給与厚生課又は旅行者（本庁に勤務する職員を除く。）の属する所属」とする。

附 則

この要綱は、令和2年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

個人情報の保護に関する特記事項

(基本的事項)

第1 登録業者は、システム利用営業を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 登録業者は、システム利用営業に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。山口県切符等取扱旅行業者の登録を廃止し、又は抹消された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 登録業者は、システム利用営業を実施するために取得する個人情報については、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 登録業者は、県の指示又は承諾があるときを除き、システム利用営業に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 登録業者は、システム利用営業に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。

2 登録業者は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第6 登録業者は、システム利用営業の従事者に対し、在職中及び退職後において、システム利用営業に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、その業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 登録業者は、システム利用営業を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、システム利用営業に係る個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 登録業者は、県に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(複写・複製等の禁止)

第8 登録業者は、県の指示又は承諾がある場合を除き、システム利用営業を実施するために県から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

(返還、廃棄又は消去)

第9 登録業者は、システム利用営業を実施するために県から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等を、山口県切符等取扱旅行業者の登録の廃止又は抹消後、直ちに県の指示に基づいて返還、廃棄、又は消去しなければならない。

2 登録業者は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(遵守状況に関する報告)

第10 登録業者は、県からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を県に報告しなければならない。

(監査等)

第11 県は、システム利用営業の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、登録業者に対して、監査、実地検査又は調査(以下「監査等」という。)を行うことができる。登録業者は、合理的事由のある場合を除き、県又は県の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

2 県は、前項の目的を達成するため、登録業者に対して必要な情報を求め、又はシステム利用営業の実施に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告等)

第12 登録業者は、システム利用営業に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとるとともに再発防止の措置を講じなければならない。

2 県は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、登録業者の名称等の必要な事項を公表することができる。

(登録の抹消及び損害の賠償)

第13 県は、登録業者がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、山口県切符等取扱旅行業者の登録を抹消することができる。

2 登録業者は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより県又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。